

議案第145号

令和7年度大阪市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和7年度大阪市工業用水道事業会計未処分利益剰余金6,747,695,446円のうち2,500,000,000円をその他積立金に積み立て、30,844,742円を資本金に組み入れるものとする。

令和8年10月20日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公営企業法（抄）

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 - 4 省 略